

◎ 配偶者居住権、配偶者短期居住権、遺産分割、遺言制度、遺留分制度、相続の効力等の改正

【法令名】

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律

【掲載官報】	平成 30 年 7 月 13 日 号外第 154 号 4 ページ
【法令番号】	平成 30 年 7 月 13 日 法律第 72 号
【管轄省庁】	法務省
【施行期日】	公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日〔平成 31 年 7 月 1 日〕から施行 ※一部の規定を除く
【法令のあらまし】	<p>【民法の一部改正関係】</p> <p>1 配偶者の居住の権利</p> <p>(一) 配偶者居住権 被相続人の配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合には、遺産の分割又は遺贈により、終身又は一定期間、その建物の全部について無償で使用及び収益をする権利を取得するものとするができることとした。 (第 1028 条～第 1036 条関係)</p> <p>(二) 配偶者短期居住権 被相続人の配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していた場合には、その建物について遺産分割により帰属が確定した日又は相続開始の時から 6 箇月を経過する日のいずれか遅い日までの間、その建物について無償で使用する権利を有することとした。(第 1037 条～第 1041 条関係)</p> <p>2 遺産分割等に関する見直し</p> <p>(一) 婚姻期間が 20 年以上の夫婦間における居住用不動産の遺贈又は贈与 婚姻期間が 20 年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、当該被相続人は、その遺贈又は贈与について特別受益に関する民法第 903 条第 1 項の規定を適用しない旨の意思を表示したものと推定することとした。(第 903 条第 4 項関係)</p> <p>(二) 遺産の分割前における預貯金債権の行使</p>

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の3分の1に当該共同相続人の法定相続分を乗じた額（同一の金融機関に複数の口座を有している場合には、金融機関ごとに法務省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができることとした。（第909条の2関係）

(三) 遺産の一部分割

- (1) 共同相続人は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができることとした。（第907条第1項関係）
- (2) 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その全部又は一部の分割を家庭裁判所に請求することができることとした。ただし、遺産の一部を分割することにより他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合におけるその一部の分割については、この限りでないこととした。

（第907条第2項関係）

(四) 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲

遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができることとした。ただし、共同相続人の1人又は数人によって当該処分がされたときは、当該共同相続人の同意を得ることを要しないこととした。（第906条の2関係）

3 遺言制度に関する見直し

(一) 自筆証書遺言の方式の緩和

自筆証書遺言の方式を定める民法第968条第1項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しないこととした。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面）に署名し、印を押さなければならないこととした。（第968条第2項関係）

(二) 遺言執行者の権限の明確化

遺言執行者の権利義務や特定財産承継遺言が行われた場合における遺言執行者の権限等を明確化することとした。

（第1007条第2項、第1012条、第1014条～第1016条関係）

4 遺留分制度の見直し

遺留分権利者は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができることとするとも

に、遺留分の算定方法について見直しをすることとした。(第 1042 条～第 1049 条関係)

5 相続の効力等に関する見直し

(一) 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、法定相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができないこととした。(第 899 条の 2 関係)

(二) 被相続人が相続開始の時に有した債務の債権者は、民法第 902 条の規定による相続分の指定がされた場合であっても、各共同相続人に対し、法定相続分に応じてその権利を行使することができることとした。(第 902 条の 2 関係)

6 特別の寄与

被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族は、相続の開始後、相続人に対し、その寄与に応じた額の金銭の支払を請求することができることとした。(第 1050 条関係)

【家事事件手続法の一部改正関係】

1 遺産分割前の預貯金債権の仮分割の仮処分

家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を当該申立てをした者又は相手方が行使する必要があると認めるときは、その申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部をその者に仮に取得させることができることとした。

(第 200 条第 3 項関係)

2 特別の寄与に関する審判事件

特別の寄与に関する処分の審判事件に関して管轄の規定等の手続規定を設けることとした。

(第 216 条の 2～第 216 条の 5 関係)

【その他】

この法律の制定に伴い、所要の経過措置に関する規定を設けるとともに、刑法等の関係法律の規定の整備等を行うこととした。

(附則第 2 条～第 31 条関係)

WestlawJapan 法令あらし

【改正される法令】

- ・ 民法（明治 29 年法律第 89 号）
- ・ 家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）
- ・ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）
- ・ 抵当証券法（昭和 6 年法律第 15 号）
- ・ 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和 36 年法律第 150 号）
- ・ 都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）
- ・ 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- ・ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和 60 年法律第 43 号）
- ・ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号）
- ・ マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）
- ・ 独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）
- ・ 不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）
- ・ 信託法（平成 18 年法律第 108 号）
- ・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）
- ・ 民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）